

重要な契約に関する開示府令の改正案、公表——金融庁

去る6月30日、金融庁から「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正（案）」（以下、「開示府令改正案」という）が公表された。開示府令のほか、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の改正案も公表されている（https://www.fsa.go.jp/news/14/sonota/20230630-8/20230630-8.html）。コメント期限は8月10日。

昨年6月に公表された「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告」の内容を踏まえ、個別分野における「重要な契約」について、開示すべき契約の類型や求められる開示内容が具体的に明らかにされたもの。有価証券報告書および有価証券届出書（以下、「有報等」）および臨時報告書の記載事項について、次の改正が行われる。

企業・株主間のガバナンスに関する合意
有報等の提出会社（提出会社

が持株会社の場合には、その子会社（重要性の乏しいものを除く）を含む）が、提出会社の株主との間で、次のガバナンスに影響を及ぼし得る合意を含む契約を締結している場合、当該契約の概要や合意の目的およびガバナンスへの影響等の開示を求める（開示府令改正案第二号様式記載上の注意(33f)）。

- ① 役員候補者指名権の合意
- ② 議決権行使内容を拘束する合意
- ③ 事前承諾事項等に関する合意

企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意

有報等の提出会社が、提出会社の株主（大量保有報告書を提出した株主その他の重要な株主）との間で、次の株主保有株式の処分等に関する合意を含む契約を締結している場合、当該契約の概要や合意の目的等の開示を求める（開示府令改正案第二号様式記載上の注意(33g)）。

- ① 保有株式の譲渡等の禁止・制限の合意
- ② 保有株式の買増しの禁止に関する合意
- ③ 株式の保有比率の維持の合意
- ④ 契約解消時の保有株式の売渡請求の合意

ローン契約と社債に付される

財務上の特約

(1) 臨時報告書の提出

有報等の提出会社が、財務上の特約の付されたローン契約の特約または社債の発行をした場合（すでに締結している契約やすでに発行している社債に新たに財務上の特約が付される場合も含む）であって、その元本または発行額の総額が連結純資産額の3%以上の場合には、契約の概要（契約の相手方、元本総額および担保の内容等）や財務上の特約の内容を記載した臨時報告書の提出を求める（開示府令改正案19②十二の二、二十、企業内容等開示ガイドライン5—17—2）。

前記の財務上の特約に変更があった場合や財務上の特約に抵触した場合には、財務上の特約の変更内容や抵触事由等を記載した臨時報告書の提出を求める

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
8月10日(木)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和5年7月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
8月31日(木)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和5年6月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和5年5月期) 2カ月延長法人(令和5年4月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(6月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・12月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(6月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3月、9月、12月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

(開示府令改正案19②十二の三、二十一)。
 (2) 有報等への記載
 有報等の提出会社が、財務上の特約の付されたローン契約の締結または社債の発行をしている場合であって、その残高が連結純資産額の10%以上である場合(同種の契約・社債はその負債の額を合算する)、当該契約または社債の概要および財務上の特約の内容の開示を求める(開示府令改正案第二号様式記載上の注意(3)h、企業内容等開示ガイドライン5-17-3)。

適用日
 改正後の規定は公布日から施行され、適用日は次のとおり。

- ① 「重要な契約」の有価証券報告書等への記載(前記「ローン契約と社債に付される財務上の特約」(1)以外)
 ↓2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有報等から適用
- ② 財務上の特約に係る臨時報告書の提出(前記「ローン契約と社債に付される財務上の特約」(1))
 ↓2025年4月1日以後に提出される臨時報告書から適用

令和5年度税制改正に伴う電帳法 通達・一問一答の改正、公表 ― 国税庁

税 務

去る6月30日、国税庁は、「電子帳簿保存法取扱通達の制定について」の一部改正(以下、「法令解釈通達」)以下、「改正通達」という)および、「電子帳簿保存法一問一答」【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】の改正(以下、「改正一問一答」という)を公表した(通達: <https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/sonota/> kaiseir0506xx/index.htm、一問一答: https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/00023006-044_03-2.pdf)。

改正通達の内容

令和5年度税制改正における電帳法施行規則の改正に伴い、取扱いの明確化を図るため、所要の整備を行うもの。

国税関係帳簿書類の電磁的記

経理に効く 法律雑字

相手の氏名・住所調査

弁護士
 白川 敬裕

弁護士が事件の依頼を受けたとき、依頼者が相手の氏名や住所等の情報を把握していないことがあります。そのような場合、弁護士は法律に基づいて一定の情報を収集することができます。主な方法は、①弁護士専用の申請紙を利用した請求(職務上請求)、②弁護士会を通じた調査(弁護士会照会)です。たとえば、訴えようとする相手の現在の住所がわからない場合、過去(おおむね5年以内)の住所がわかっていたら、①の方法(職務上請求)で役所の住民課から住民票を取り寄せ、順次、転出先の住民票を申請して現住所を突き止めることができます。

もちろん、弁護士専用の申請用紙を利用できるのは、弁護士が受任した事件に必要な範囲に限られます。単に「〇〇さんと久しぶりに連絡がとりたい」「配偶者の不貞相手の実家を調べてほしい」といった理由で利用することはできません。

車のナンバーが判明している場合も、弁護士会照会により、運輸支局等に登録されている氏名、住所を照会することができます。弁護士専用の申請用紙や弁護士会照会によって得られた情報には個人のプライバシーに関わる事項が含まれていますから、当然ながら弁護士が目的外に使用することは禁止されています。たとえば、結果として相手の生年月日や家族構成等がわかったとしても、受任した弁護士業務の遂行に必要ななければ、依頼者にさ

え開示することはできません。弁護士による調査にも限界があります。その場合、犯罪の被害者からの依頼であれば、刑事告訴して警察による捜査に委ねます。民事案件で、前記のような情報(携帯電話番号、自動車ナンバー)もないケースでは、依頼者と協議して探偵社、興信所等の利用を検討することもあります。たとえば、相手の立ち寄り先がわかっているなら、そこから尾行してもらえば居所を突き止められます。探偵社等は法律上、公安委員会への届出が必要とされています。依頼するときは、登録業者かどうか確認することが肝要です。

また、個人情報保護法との関係でも、弁護士会照会は同法27条1項1号の「法令に基づく場合」に該当し、第三者提供禁止の例外となりますので、本人の同意を得ずに回答しても同法上の問題はありません。しかし、一部の携帯電話会社は本人の同意がないことを理由に回答を拒否しています。相手が使用している自動

的住所を調査できることがありま

す。まず、携帯電話番号の最初の5桁の数字を総務省のホームページに掲載されている電気通信番号指定状況に当てはめれば、加入している携帯電話会社がかかります。そして、弁護士会照会により携帯電話会社に「以下の携帯電話番号の契約者情報(氏名、住所)を回答してください」と照会するのです。

弁護士会照会制度を利用するには、弁護士会による審査の手続きがあります。弁護士が「受任した事件の概要」「照会の必要性」等を記載した照会申出書を弁護士会に提出し、弁護士会が審査して相当と判断すれば、弁護士会の名義で照会書を発送します。弁護士会照会は法律(弁護士法23の2)に定められた制度ですから、照会先には報告義務があると解されています。

個人情報保護法との関係でも、弁護士会照会は同法27条1項1号の「法令に基づく場合」に該当し、第三者提供禁止の例外となりますので、本人の同意を得ずに回答しても同法上の問題はありません。しかし、一部の携帯電話会社は本人の同意がないことを理由に回答を拒否しています。相手が使用している自動

録による保存等における解像度情報の保存要件や入力者の情報の保存要件についての規定が削除されている。

また、電子取引の取引情報に関する電磁的記録の保存に關して、検索要件を不要とする措置の対象である、「整然とした形式及び明瞭な状態」の意義や、「取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたもの」の意義が明確化されている。

改正一問一答の内容
過少申告加算税の軽減措置の

税務

ストックオプション課税の株価算定ルールに関する改正通達、公表

— 国税庁

去る7月7日、国税庁は、ストックオプション課税に関する『租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて』の一部改正

について（法令解釈通達）および、『所得税基本通達の制定について』の一部改正について（法令解釈通達）（以下、あわせて「改正通達」という）を公表した（措置：<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/sochihou/kaisei/230707/index.htm>）。

規定を対象となる特例国税関係帳簿について規定されている「仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿」の「その他必要な帳簿」の詳細や、複数の会計ソフトを使用している場合の取扱い等が追加されている。

規定を対象となる特例国税関係帳簿について規定されている「仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿」の「その他必要な帳簿」の詳細や、複数の会計ソフトを使用している場合の取扱い等が追加されている。

適用関係
改正通達および改正一問一答は、令和5年度税制改正（電帳法施行規則の一部を改正する省令による改正）後について適用される。

所基通：<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kinon/shotoku/kaisei/230707/index.htm>）。

また、通達の改正に伴い、ストックオプションに対する課税Q&Aの改正も行われている。

コメント募集の結果

5月30日に改正通達のパブリックコメントの募集がされており（2023年6月20日号No.1680）情報ダイジェスト参照）寄せられた意見を踏まえ、改正されたもの。36通の意見が

寄せられており、改正通達案からの修正は行われていない。「通達発遣前に発行された新株予約権について、本通達発遣後にその内容を変更し、権利行使価額を財産評価基本通達の例によって算定した『契約時の1株当たりの価額』に引き下げた場合の取扱いを明らかにしてほしい」という意見に対し、国税庁の考え方として、税制適格ストックオプションに関する契約を変更した場合の取扱いについては、Q&Aで明らかにする旨が示され、そのようにQ&Aが改正されている。

「通達発遣前に発行された新株予約権について、本通達発遣後にその内容を変更し、権利行使価額を財産評価基本通達の例によって算定した『契約時の1株当たりの価額』に引き下げた場合の取扱いを明らかにしてほしい」という意見に対し、国税庁の考え方として、税制適格ストックオプションに関する契約を変更した場合の取扱いについては、Q&Aで明らかにする旨が示され、そのようにQ&Aが改正されている。

通達改正の内容

税制適格ストックオプションの権利行使価額要件に係る「契約時の1株当たりの価額」に關し、取引相場のない株式について、株価算定方法の明確化を図るもの。

具体的には、権利行使価額要件に係る「契約時の1株当たりの価額」については、所得税基本通達23-35共-9の例（売買実例等）によって算定することとを明確化し、そのうえで、取引相場のない株式の「契約時の1株当たりの価額」については、財産評価基本通達の例によって算定することを認める。

改正通達は、発遣日（7月7日）以後に新株予約権の行使を行う場合について適用される。

会計

7月開催ASAF対応、検討—ASBJ

去る7月4日、企業会計基準委員会は第505回企業会計基準委員会を開催した。

7月10日および11日開催の会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）への対応に關して、次の議題についての審議が行われた。

企業結合—開示、のれん及び減損

企業結合に関する開示の改善について、アジェンダ・ペーパーで示された個別論点は次のとおり。

- ① 企業結合の目的、指標、目標及び事後の業績に関する情報を開示する場所
- ② 開示の免除
- ③ 戦略的に重要な企業結合
- ④ 開示に関する主要な決定事項
- ⑤ 開示する情報の識別
- ⑥ 開示期間
- ⑦ 期待されるシナジー

また、国税庁HPにおいて、改正通達の解説が後日掲載される予定。

ASBJ事務局から、①について、「IASBは、提案される情報は財務諸表項目に關し、概念上、財務諸表で要求することができるとしているが、我々は、仮にそれらの情報が財務諸表の項目に關連するとしても、それらの情報は企業結合が行われた文脈と合わせて読むことが有益と考えており、通常、そうした文脈が提供される非財務部分に記述を寄せることが適切」などの気付事項が示された。

委員からは、「IASBの見解は、極論すればすべての情報を財務諸表で要求できるように読める。一定の制約は必要」など、ASBJ気付事項に対する賛成意見が聞かれた。

また、ASBJ事務局から、個別論点について発言の優先度が高いものとして、①、③、⑦が挙げられた。

財務諸表における気候関連リスク

気候関連リスクが財務諸表に

与える影響について、財務諸表は気候関連のリスクをよりよく伝達できるかどうか、および、どのようにするかを検討し、財務諸表における気候関連リスクについての利害関係者の懸念の性質および原因を検討し、もしあれば、考えられる対応方針を検討するもの。

ASBJ事務局から、「基準開発においては利用者の情報ニーズから出発することに異論はないが、情報ニーズを満たす情報のすべてを財務諸表に含めることにならないことに留意する必要がある。これまで指摘してきたように、IASBはどのような情報を財務諸表に含めるべきであり、どのような情報を財務諸表外に含めるべきであるかについて必ずしも明確にしてきておらず、本プロジェクトにおいてもこの点が問題になる」とし、「コネクティビティで検討すべき領域は限定的である。具体的には、コネクティビティで検討すべき領域は、財務諸表で認識されている資産および負債の測定において将来キャッシュ・フローの見積りを伴う領域に限定される(例：減損、引当金、税効果)」などの気付事項が示された。

委員からは、ASBJの気付事項に対して賛成意見が多く聞かれた。

国際会計

気候関連事項のIFRS財務諸表への影響に関する教育文書、更新

— IFRS 財団

去る7月4日、IFRS財団(IFRS Foundation)は「気候関連事項の財務諸表への影響」(Effects of climate-related matters on financial statements)と題された教育文書(以下、「本教育文書」という)を公表した。

本教育文書は2020年11月

会計基準に基づき財務諸表においても報告が必要となる点についてあらためて関係者の注意を喚起することである。

さらに、本教育文書は、ISB基準を考慮することは、財務諸表に影響する気候変動を含む関連事項をよりの確に識別し、IFRS会計基準を適用する一助になるとしており、IFRS会計基準の適用におけるISSB基準の意義を示している。

本教育文書の内容

旧教育文書と同様に、本教育文書は、国際会計基準審議会(IASB)のニック・アンダーソン理事による「IFRS基準と気候関連の開示」(IFRS Standards and climate-related disclosure)と題された2019年11月に公表された記事を補完するもので、気候関連事項の影響をIFRS財務諸表の作成上どう考慮するかを、次のIFRS会計基準の要求事項に沿って表形式で示している。

- ① IAS1号「財務諸表の表示」
- ② IAS2号「棚卸資産」
- ③ IAS12号「法人所得税」
- ④ IAS16号「有形固定資産」
- ⑤ IAS36号「資産の減損」

経理用語の豆知識

✓ 経営者による内部統制の無効化と対応手続

経営者は、有効に運用されている内部統制を無効化することによって、会計記録を改ざんし不正な財務諸表を作成することができる特別な立場にある。経営者による内部統制を無効化するリスクの程度は企業によって異なるが、すべての企業に存在する。内部統制の無効化は予期せぬ手段により行われるため、不正による重要な虚偽表示リスクである。

監査人は、経営者による内部統制を無効化するリスクに対する監査人の評価にかかわらず、次の監査手続を立案し実施しなければならない。①総勘定元帳に記録された仕訳入力や総勘定元帳から財務諸表を作成する過程における修正についての適切性を検証する、②経営者の偏向が会計上の見積りに存在するかどうかを検討し評価する、③企業の通常の取引過程から外れた重要な取引や通例でないと思われる取引等について、取引の事業上の合理性が、不正な財務報告を行うために行われた可能性を示唆するものであるか評価する。

- ⑥ IAS37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」
- ⑦ IFRS7号「金融商品：開示」
- ⑧ IFRS9号「金融商品」
- ⑨ IFRS13号「公正価値測定」
- ⑩ IFRS17号「保険契約」

022年7月公表)がIAS37号に関する記述に脚注されたほか、旧教育文書の表現等が一部変更されている。

本教育文書の位置づけ

教育文書はIFRS会計基準を構成する規範性のある文書ではなく、本教育文書の公表により会計処理や開示の変更が求められるものではない。

本教育文書の内容は旧教育文書とおおむね同一であるが、マインスの低排出ガス車クレジット(Negative Low Emission Vehicle Credit)へのIAS37号の適用に関するIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定(2

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2023年7月4日	文書回答事例 定年延長に伴い打切支給の退職金の支給を受けた従業員が、定年延長期間中に確定給付企業年金から支給を受ける選択一時金の退職所得該当性について	東京国税局	定年延長に伴い打切支給の退職金の支給を受けた従業員が、定年延長期間中に確定給付企業年金から支給を受ける選択一時金について、退職所得に該当するかどうかという事前照会に対し、退職所得として差し支えないという回答をしたもの。 https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/gensenshotoku/230704/index.htm	—
2023年7月10日	令和5年度 税制改正の解説	財務省	令和5年度税制改正について、税法ごとに主税局担当官による解説を行うもの。「国際課税関係の改正(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の創設等関係)」についての解説は、掲載されていない。 https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/explanation/index.html	—

金融

健全性と警戒を示す6月の米雇用統計

米労働省が公表した6月の雇用統計によると、非農業部門の就業者数は前月比で20万9、000人増加、失業率は3・6%で前月より0・1%ポイント低下、平均時給は前年同月比で4・4%上昇した。前月比でも0・4%の上昇だった。

まず、非農業部門の就業者数増加のデータは、経済活動が活発化し、企業が新たな雇用機会を創出し続けていることを示している。ただし、この数字は市場予想の24万人を下回り、5月の伸びも下方修正された30万6、000人とどまっている。

これは、労働市場の成長ペースが落ち着いてきていることを示唆している。また、失業率改善のデータは、求職者と求人マッチングがより効率的になっていること、つまり労働市場の健全性が高まっていることを示している。

平均時給上昇については、この上昇が予想を上回るものであり、賃金上昇のペースが加速している可能性がある。賃金の上

昇は一般に消費を刺激し、経済全体の成長を推進する要因となる。つまり、米国の労働市場が健全であり、新たな雇用機会が創出され、賃金が増え続けているということだ。

その一方で、雇用の伸びが鈍化していることについては注意が必要である。6月の失業率低下といっても、これは完全失業者と労働力人口で算出したU3の失業率だ。一般にはU3が標準分類として報道されるが、U6でみると昨年8月以来の高水準だった。このU6とは、U3に経済的理由からパートタイムで就業している人などを加えた失業率である。労働参加率には変化がないため、労働者福祉の観点からは健全とはいえない。

米連邦準備制度理事会（FRB）がU6まで視野に入れるとすれば、FRBが利上げのタイミングを探るうえでマイナス要因となる。

証券

日本の個人投資家は腰を上げるか？

日経平均は7月に入って5日連続下落し、累計下落率4・6%を記録、騰勢一服となった。この時期は欧米、アジアとも小幅下落が続く、世界同時株安、ミニ調整局面入りの感があった。

株価下落率は主要国中、日本が最大となったが、これはその前の上昇率に伴う反動であろう。

これから夏本番、調整一巡の後にはサマリーラード、といったところだが、そこは投資家次第である。5月、6月に日本株価上昇の果実を独り占めした海外投資家は、利益確定売りを済ませ、投資資金をたつぷりと抱えて、日本株投資のチャンスを探り続けるだろう。しかし、今年前半のようなパフォーマンスが続くとは思っておらず、投資は慎重になりそうだ。

焦点は国内投資家であるが、法人投資家の多くが年間計画に沿って投資活動を行っているため、年度途中に計画の見直し、修正を行っても大きくは変わらないだろう。日本株価の今年前半の実績に刺激され、今年後半

の日本株投資に積極的になるとは確実だが、その程度は常識的なレベルにとどまるはずだ。

最大の注目は個人投資家である。政府の掲げる「貯蓄から投資へ」の主役を期待されながらも、長年、株式投資には慎重であった。しかし、今年前半の日本株価のパフォーマンスに驚き、株式投資に目覚めた個人投資家も少なくないのではないだろうか。

いずれにせよ、今後も日本株価が高値を維持し、さらに上値を狙うためには個人が腰を上げて積極的な投資行動を行うことが求められている。個人投資家は、景気や企業収益の順調な推移をみて安心して投資する。

現在、ポストコロナの外国観光客の急回復、企業の労働力不足や技術開発に対応した設備投資の増加、物価上昇を背景に、何十年振りという賃金の上昇が実現しつつある。個人投資家の心理的な支援材料は増えてきている。個人投資家の動向を目を凝らして見守りたい。